

事務連絡
令和2年6月 8日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
登録基幹技能者講習の実施に向けた対応について**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について」（令和2年4月14日付 事務連絡）で周知の依頼をさせていただいたところですが、5月25日に全都道府県において緊急事態宣言の解除が決定されたことから、登録基幹技能者講習についての実施の自粛要請が解除された旨、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より周知の依頼がありました。

なお、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者に対し、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱う特例措置については、引き続き有効となります。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）